

## 交渉再開に向けて動き出す日印原子力協定

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所  
常務理事 首席研究員  
小山 堅

5 月 20 日、菅官房長官は記者会見で、2010 年 11 月から中断している日印原子力協定交渉の再開を検討していることを明らかにした。同交渉は 2010 年 6 月に始まり、公式協議がこれまでに 3 回開催されたが、福島原子力発電所事故の発生を経て中断され現在に至っている。5 月 29 日にインド・シン首相が来日し、安倍首相と首脳会談を実施するが、そこで再開について合意する見通しとされている。

原子力発電関連の資機材・技術の移転・協力に関しては、軍事利用・核拡散問題への対応の必要性から、移転・協力相手国に対する該当資機材・技術の平和利用限定の義務や第 3 国への移転規制等を取り決める必要がある。それが原子力協定であり、日本は現時点で、米英仏中韓など 11 カ国および 1 国際機関と既に締結済みとなっている。インドについても上述の通り、協議は開始されていたが、核拡散防止条約 (NPT) 非加盟国であることから協定交渉に慎重を期すべきとの声も多かった。しかし、後述するインド側の原子力発電を巡る事情を睨んで、既に米・露などが NPT 体制の例外としてインドと原子力協定を締結している状況下、日本も交渉再開に向けて動き出したといえる。

では、インド側の事情とは何か。一言で言えば、増大する電力需要への対応と電源ポートフォリオの多様化ニーズに直面し、原子力発電への期待が大きく高まっているということである。弊所「アジア／世界エネルギーアウトック 2012」によれば、インドの電力需要は、基準となるレファレンスケースでは 2010 年の 711TWh から 2035 年の 3,075 TWh までで年平均 6.0% で増加する。この 6.0% という平均増加率は、アジア発展途上国の中でも最上位にあり、同期間の中国での増加率 3.2% をはるかに上回る。他方、インドの発電構成 (発電電力量ベース) を見ると、2010 年では石炭 69%、水力 12%、天然ガス 12% と石炭に著しく偏った発電構成である。今後の大幅な電力需要増大に対応しつつ、少しでも石炭依存から電源構成の多様化を図り、電力安定供給と環境対策を進める上で、インドでも原子力発電への期待は大きいのである。

従来、インドは国産技術を中心とした原子力開発計画を進めてきたが、原子力への高まる期待を踏まえて、先進的な原子力技術導入を積極化する方向で大きく舵を切ってきた。その中で主要な原子力先進国がインドの原子力発電市場参入を目指して鎬を削る状況となっているのである。上述の弊所見通しにおいては、インドの原子力発電能力は 2010 年の 4GW から、2035 年にはレファレンスケースで 38GW へ、導入が一層加速する技術進展ケースでは 72GW まで増大する、と予測している。福島事故を経て、世界の原子力発電には事故の教訓を踏まえた安全性の一層の強化が求められ、インドにおいてもその事情は変わらない。その状況下、従来の想定よりも若干スローダウンすることはありうるが、インドにおいて極めて活発な原子力発電計画が進められていくことは必至であろう。もちろん、インドでの原子力事業参入に当たっては、同国の原子力賠償法において、事故の際には原

子力発電事業者だけでなく原子炉など機器供給メーカーも責任を追う形となっていることが事業リスクとなるなどの課題もある。

また、インドと同様な電力・エネルギー事情を抱える新興国においても、今後、旺盛な原子力発電所建設計画を進める場合が多く見られる。サウジアラビア・UAE を中心とした中東諸国、トルコや中東欧諸国などがそれに当たり、世界の原子力発電ビジネス関係者の熱い視線が向けられている。この状況下、世界の原子力発電ビジネス先進国の主要な一角を占めるわが国関連産業もこれら「新規原子力導入国」に対して積極的な取組みを進めようとしている。その民間ビジネスの政策的支援の一つとして政府が進めているのが原子力協定締結に向けた取組みである。現に、先般の安倍首相外遊で、トルコ・UAE との原子力協定が合意され、サウジアラビアとは交渉を検討する運びとなっている。そして、冒頭述べた通り、中断していたインドとの交渉再開に向けた動きが明らかとなったのである。

インドを始め、「新規導入国」における原子力発電計画にわが国及びわが国関連産業が取り組む意義はどこにあるのか。第 1 に考えるべきは、安全性 (Safety)、核セキュリティ (Security)、核不拡散・保障措置 (Safeguards) からなる「3S」の確保に向けた貢献という面がある。福島事故を起した国として、その教訓を活かし世界の安全技術水準向上に貢献するのは日本の果たすべき責務ともいえる。同様に Security と Safeguards の面においても、日本のこれまでの取り組み・成果、そして福島事故から学んだ重要点を活かして、これら新規導入国の原子力発電推進と 3S 確保に果たすべき役割は大きいのではないか。この点はまさに原子力発電の新規導入国側のニーズにも合致するところもあり、日本の貢献が導入国側からの期待も高いポイントであるとも考えられる。

同時に、新規導入国における原子力発電計画がビジネス・経済要因として重要であることもポイントである。弊所の分析によれば、今後 2035 年までの累積で世界の原子力発電所建設市場の規模は、90～160 兆円に達する。そのうち、中国・韓国・ロシアなど自国企業の優位性が強く日本企業の参入が困難である国（そこでも機器・部品ビジネスの可能性はある）を除き、日本企業が参入可能な国（インド、ASEAN、中東、トルコ等）の市場規模でも 34～72 兆円に達する。もちろん、海外の原子力発電事業を日本企業が受注する場合、総受注金額の一部は土木工事などが地元企業に発注されるため全てが受注企業の手元に残るわけではない。それでも、原子炉設備・タービン設備など受注総額の 7 割近くが受注企業にとって、ネットでの受注となるとの試算もある。このネットでの受注金額は、関連設備の製造等を通して、乗数効果を持って国内経済に波及することも期待されるのである。その意味で、今後の新規導入国における大規模な原子力発電計画が重要なビジネス機会と経済効果の面で期待されていることは事実であろう。

もちろん、日本国内での再稼働問題、原子力の位置付けとベストミックス、など原子力をめぐる課題が山積していることも別の事実である。その中で、原子力の海外ビジネスに積極的に取り組もうとすることについて、批判や疑問の声があることにも留意する必要があるだろう。そのためには、除染・廃炉・避難者帰宅問題を中心とした福島事故処理、事故を踏まえた安全性強化の実施、安全文化確立を主体に、まず国内での原子力問題に関する政府・関係者の真摯な取組みが不可欠である。新規導入国における原子力発電計画へのわが国の関わりについて、3S への貢献、経済効果などの意義を国民全体に対して丁寧な説明を行いつつ、国内での原子力を巡る諸課題に取り組む、問題建て直しを図っていくことが肝要であろう。

以上